

第4 共通事項関係

【新設】(単体法人にも共通して適用される取扱い)

4-1 2-9《優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額》、2-11《売掛金、貸付金に準ずる債権》及び3-6《損金算入限度額の意義》の取扱いは、通算制度を適用しない法人についても適用される。

【解説】

1 令和2年度の税制改正においては、連結納税制度の見直しに伴いグループ通算制度が創設されたほか、この見直しに合わせて単体納税制度にも影響のある以下の改正が行われた。

(【】は見直しに係る項目名を表している。)

- (1) 受取配当等の益金不算入制度【株式等の区分判定、関連法人株式等に係る配当等の額から控除する負債利子の額】(法23)
- (2) 寄附金の損金不算入制度【損金算入限度額の計算式】(法37)
- (3) 貸倒引当金【対象となる金銭債権の範囲】(法52)
- (4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例【定額控除限度額の計算】(措法65の6)

これらの改正事項については、いずれも、グループ通算制度の施行時期(令和4年4月1日)に合わせて適用することとされている。

2 上記1に掲げた改正項目のうち、(2)、(3)及び(4)については、それぞれグループ通算通達の2-9《優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額》、2-11《売掛金、貸付金に準ずる債権》及び3-6《損金算入限度額の意義》において取扱いを定めているところである。

グループ通算通達では、前文関係の【解説】のとおり、グループ通算制度に係る固有の取扱いのほかにもその見直し方針を踏まえて制度内容の見直しが行われた改正項目についてもその射程に含めることとしているため、これらの改正項目に係る通達で定めた取扱いは、グループ通算制度を適用しない法人についても適用されることとなる。本通達において、このことを念のため明らかにしている。